

## 第33回 釧路市農業委員会総会議事録

1. 日 時	令和2年12月24日 13:30~15:00																				
2. 場 所	釧路市役所本庁舎 議会議場																				
3. 出席委員	<table><tbody><tr><td>1番 志賀 忠浩委員</td><td>2番 山崎 隆史委員</td><td>3番 福西 範委員</td></tr><tr><td>4番 成田 俊英委員</td><td>5番 大坂 博文委員</td><td>6番 金子 靖委員</td></tr><tr><td>8番 佐藤 裕司委員</td><td>9番 稲場 洋二委員</td><td>10番 細川 裕委員</td></tr><tr><td>11番 野村 照明委員</td><td>13番 松下 裕幸委員</td><td>14番 菊池 利治委員</td></tr><tr><td>15番 熊坂 隆雄委員</td><td>17番 野澤 獻委員</td><td>18番 廣瀬女公美委員</td></tr><tr><td>19番 佐藤 泰正委員</td><td>20番 清水 幸治委員</td><td>21番 浅野 徳昭委員</td></tr></tbody></table>			1番 志賀 忠浩委員	2番 山崎 隆史委員	3番 福西 範委員	4番 成田 俊英委員	5番 大坂 博文委員	6番 金子 靖委員	8番 佐藤 裕司委員	9番 稲場 洋二委員	10番 細川 裕委員	11番 野村 照明委員	13番 松下 裕幸委員	14番 菊池 利治委員	15番 熊坂 隆雄委員	17番 野澤 獻委員	18番 廣瀬女公美委員	19番 佐藤 泰正委員	20番 清水 幸治委員	21番 浅野 徳昭委員
1番 志賀 忠浩委員	2番 山崎 隆史委員	3番 福西 範委員																			
4番 成田 俊英委員	5番 大坂 博文委員	6番 金子 靖委員																			
8番 佐藤 裕司委員	9番 稲場 洋二委員	10番 細川 裕委員																			
11番 野村 照明委員	13番 松下 裕幸委員	14番 菊池 利治委員																			
15番 熊坂 隆雄委員	17番 野澤 獻委員	18番 廣瀬女公美委員																			
19番 佐藤 泰正委員	20番 清水 幸治委員	21番 浅野 徳昭委員																			
	(以上 18名)																				
4. 欠席委員	7番 村上 正人委員	12番 大畠 礼子委員	16番 田井 克廣委員																		
5. 参 与 者	<p>農業委員会事務局 事務局長 山根 憲治 次長 秋元 公宏 次長 高山 直樹 (以上 3名)</p>																				
	<p>会議録署名委員の指名 5番 大坂 博文委員 6番 金子 靖委員</p>																				
6. 議事日程	<p>会期決定について 令和2年 12月 24日 (1日)</p> <p>報告第66号 現況証明願について (市街化区域) 報告第67号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について 議案第153号 現況証明願について 議案第154号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査について 議案第155号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第156号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について 議案第157号 河川法第33条許可申請に係る進達について</p>																				

議長 野村会長	<p>それでは、時間になりましたので、始めさせて頂きます。      お忙しいところ、お集まり頂き、ありがとうございます。      只今より第33回釧路市農業委員会総会を開催致します。      本日の出席者は18名です。</p> <p>議事録署名人に5番、大坂博文委員、6番、金子靖委員を指名しますので、よろしくお願い致します。</p> <p>なお、会期は本日12月24日の1日と致します。</p> <p>それでは、事務局より会務概要報告をお願いします。</p>
事務局 山根事務局長	<p>会務概要報告を行います。      議案書の2ページをご覧下さい。</p>
	(以下 会務概要報告)
議長 野村会長	ただいま会務概要報告がありましたが、報告内容について、何か聞きたいことはありませんか。
委員 委員一同	なし
議長 野村会長	質問がないようですので、それでは議案の審議に入りますが、その前に報告案件が2件ございます。
事務局 山根事務局長	<p>報告第66号「現況証明願」について、事務局より報告して下さい。</p> <p>それでは、議案書の3ページにございます、報告第66号「現況証明願」について報告します。</p> <p>土地の地目変更に関する登記を申請する場合、その公簿地目が畠や牧場などの農地であったときは、農業委員会が証する土地の現況情報が必要となります。</p> <p>今回、釧路地区における市街化区域内の現況証明願が2件ございました。</p> <p>議案書4ページの表の1番は、資料が5ページから7ページにございます。</p> <p>公簿地目が牧場になっております████████の一筆、面積 █████m<sup>2</sup>の土地について、所有者である████氏から現況証明願があり、12月7日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は建築済地及び整地済地でしたので、同日に会長専決により証明書の発行を行いました。</p> <p>次に、表の2番は、資料が5ページと8ページ、9ページにございます。</p> <p>公簿地目が畠になっております████████の一筆、面積 █████m<sup>2</sup>の土地について、所有者の████氏の代理人である、████氏から現況証明願があり、12月8日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は建築済地でしたので、12月9日、会長専決により証明書の発行を行いました。</p> <p>以上、2件の市街化区域内の「現況証明願」について、報告致します。</p>

議長	ただいま報告がありました報告第66号「現況証明願」について質問等を求める。
委員 委員一同	なし
議長 野村会長	質問がないようですので、次に、報告第67号「引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について報告してください。
事務局 山根事務局長	議案書10ページにございます、報告第67号「引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について報告致します。 今回、引き続き農業経営を行っている旨の証明願が1件ありました。 議案書11ページの別表の1番は、[REDACTED]の[REDACTED]氏から、農地の相続税の納税猶予の継続届出書を釧路税務署に提出するため、引き続き農業経営を行っている旨の証明願の申請があつたもので、農地基本台帳により確認をし、令和2年12月4日、会長専決により証明したことを報告致します。
議長 野村会長	ただいま事務局から説明がありました報告第67号「引続き農業経営を行っている旨の証明願」について質問等を求める。
委員 委員一同	なし
議長 野村会長	質問がないようですので、続いて、議案の審議にはいります。
事務局 山根事務局長	議案第153号「現況証明願」について、事務局より説明して下さい。
それでは、議案書の12ページにございます、議案第153号「現況証明願」について説明致します。	登記の申請をする場合には、次に掲げる情報を、その申請情報と併せて登記所に提供しなければなりません。 権利に関する登記を申請するときは、登記原因について第三者の許可、同意又は承諾を要するときは、当該第三者が許可し、同意し、又は承諾したことを証する情報が必要となります。 今回は、阿寒地区から1件と音別地区から6件の現況証明願の申請がございました。 議案書13ページにございます表の1番ですが、資料は15ページと16ページにございます。 公簿地目が牧場である、[REDACTED]の一筆、[REDACTED]m <sup>2</sup> の土地について、所有者の[REDACTED]氏から現況証明願がございました。 12月11日、阿寒地区的農業委員3名と事務局職員3名で現地調査を実施した結果、利用状況は農地採草放牧地以外の保安林及び山林であると確認致しました。 次に、表の2番ですが、資料は17ページと18ページにございます。 公簿地目が山林である、[REDACTED]、他1筆、合計[REDACTED]m <sup>2</sup> の土地について、所有者の[REDACTED]氏から現況確認のための現況証明願がございました。

12月11日、音別地区の農業委員3名と事務局職員2名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外で2筆とも山林であると確認致しました。

次に、表の3番ですが、資料は17ページと19ページにございます。

公簿地目が山林である、[REDACTED]の1筆、面積[REDACTED]m<sup>2</sup>の土地について、所有者の[REDACTED]氏から現況確認のための現況証明願がございました。

調査日及び調査委員は2番と同じになります。

利用状況は、農地採草放牧地以外の山林であると確認致しました。

次に、表の4番ですが、資料は20ページと21ページにございます。

公簿地目が原野である、[REDACTED]、他4筆、合計[REDACTED]m<sup>2</sup>の土地について、所有者の[REDACTED]氏の代理人である[REDACTED]から現況確認のための現況証明願がございました。

調査日及び調査委員は2番と同じになります。

利用状況は、農地採草放牧地で5筆とも畑であると確認致しました。

次に、議案書14ページにございます表の5番ですが、資料は20ページと22ページにございます。

公簿地目が原野である、[REDACTED]の1筆、面積[REDACTED]m<sup>2</sup>の土地について、所有者の[REDACTED]氏の代理人である[REDACTED]から現況確認のための現況証明願がございました。

調査日及び調査委員は2番と同じになります。

利用状況は、農地採草放牧地の畑であると確認致しました。

次に、表の6番ですが、資料は20ページと23ページにございます。

公簿地目が原野である、[REDACTED]、他1筆、合計[REDACTED]m<sup>2</sup>の土地について、所有者の[REDACTED]の代理人である、[REDACTED]から現況確認のための現況証明願がございました。

調査日及び調査委員は2番と同じになります。

利用状況は、農地採草放牧地で2筆とも畑であると確認致しました。

次に、表の7番ですが、資料は20ページと24ページにございます。

公簿地目が原野である、[REDACTED]、他1筆、合計[REDACTED]m<sup>2</sup>の土地について、所有者の[REDACTED]氏の代理人である、[REDACTED]から現況確認のための現況証明願がございました。

調査日及び調査委員は2番と同じになります。

利用状況は、農地採草放牧地で2筆とも畑であると確認致しました。

以上、7件の現況証明書の発給について、ご審議を頂きたく、お願ひ致します。

議長

野村会長

委員

稻場委員

ただいま事務局から「現況証明願」について説明がありましたが、1番の現地調査結果について、調査委員長の稻場洋二委員から報告をお願いします。

議案第153号「現況証明願」の1番について報告致します。

本件は、[REDACTED]氏が所有する、公簿地目が牧場、農振農用地区域外にある、[REDACTED]、面積は[REDACTED]m<sup>2</sup>の土地についてであります。令和2年12月11日、阿寒地区農業委員3名、事務局職員3名で現地調査を行った結果、当該地は、農地採草放牧地以外で利用状況は保安林及び山林であることを確認致しました。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひ致します。

議長  
野村会長  
  
委員  
志賀委員

稻場洋二委員、ありがとうございました。  
次に2番から7番の現地調査結果について、調査委員長の志賀忠浩委員から報告をお願いします。

議案第153号「現況証明願」の2番から7番について、調査報告を致します。  
調査日は令和2年12月11日、調査委員は音別地区委員3名と事務局職員2名で現地調査を行いました。

まず2番ですが、所在地は、[REDACTED]、他1筆、面積合計が[REDACTED]m<sup>2</sup>で、公簿地目が山林の土地について、所有者の[REDACTED]氏より、現況確認のため、現況証明願の提出がありました。

調査の結果、該当地は農地採草放牧地以外で、利用状況は2筆とも山林であることを確認いたしました。

次に、3番ですが、所在地は、[REDACTED]、面積が[REDACTED]m<sup>2</sup>で公簿地目が山林の土地について、所有者の[REDACTED]氏より、現況確認のため、現況証明願の提出がありました。

調査の結果、該当地は農地採草放牧地以外で、利用状況は山林であることを確認いたしました。

次に、4番ですが、所在地は、[REDACTED]、他4筆、面積合計が[REDACTED]m<sup>2</sup>で公簿地目が原野、所有者が[REDACTED]氏の土地について、申請者の[REDACTED]より、現況確認のため、現況証明願の提出がありました。

調査の結果、該当地は農地採草放牧地で、利用状況は5筆とも畑であることを確認致しました。

次に、5番ですが、所在地は、[REDACTED]、面積が[REDACTED]m<sup>2</sup>で公簿地目が原野、所有者が[REDACTED]氏の土地について、申請者の[REDACTED]より、現況確認のため、現況証明願の提出がありました。

調査の結果、該当地は農地採草放牧地で、利用状況は畑であることを確認致しました。

次に、6番ですが、所在地は、[REDACTED]、他1筆、面積合計が[REDACTED]m<sup>2</sup>で公簿地目が原野、所有者が[REDACTED]の土地について、申請者の[REDACTED]より、現況確認のため現況証明願の提出がありました。

調査の結果、該当地は農地採草放牧地で、利用状況は2筆とも畑であることを確認致しました。

次に、7番ですが、所在地は、[REDACTED]、他1筆、面積合計が[REDACTED]m<sup>2</sup>で公簿地目が原野、所有者が[REDACTED]氏の土地について、申請者の[REDACTED]より、現況確認のため現況証明願の提出がありました。

調査の結果、該当地は農地採草放牧地で、利用状況は2筆とも畑であることを確認いたしました。

以上、調査報告をいたしますので、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長  
野村会長

志賀 忠浩委員、ありがとうございました。

それでは、議案第153号「現況証明願」について一括して審議致します。

質問、意見を求めます。

委員 委員一同	なし
議長 野村会長	<p>質問がないようですので、採決致します。</p> <p>議案第153号「現況証明願」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。</p>
	(全員挙手)
議長 野村会長	<p>全会一致で賛成と認め、議案第153号「現況証明願」については、原案のとおり決定致します。</p> <p>それでは、次に、議案第154号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について、事務局より説明して下さい。</p>
事務局 山根事務局長	<p>それでは、議案書の25ページにございます、議案第154号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」についてご説明致します。</p> <p>農用地の賃貸借を合意解約した場合、賃貸人、賃借人の当事者は、その旨を農業委員会に通知し、農業委員会は北海道農地法関係事務処理要領に基づき、その解約が農地法第18条第1項による北海道知事の許可を要しないものか、審査することになります。</p> <p>今回は、釧路地区で2件と阿寒地区で3件の通知がございました。</p> <p>議案書26ページの表の1番は、資料が28ページと29ページにございます。</p> <p>■ 氏が所有する、■、他3筆、合計 ■ m<sup>2</sup>の農用地について、借主であります ■ 氏との間で、令和2年12月1日に合意解約を行い、同日通知がございました。</p> <p>次に、表の2番は、資料が28ページと30ページにございます。</p> <p>■ 氏が所有する、■、他1筆、合計 ■ m<sup>2</sup>の農用地について、借主であります ■ との間で、令和2年12月1日に合意解約を行い、同日通知がございました。</p> <p>続いて、議案書27ページの表の3番は、資料が31ページから35ページにございます。</p> <p>■ 氏が所有する、■、他17筆、合計 ■ m<sup>2</sup>の農用地について、借主であります ■ 氏との間で、令和2年12月1日に合意解約を行い、同日通知がございました。</p> <p>次に、表の4番は、資料が31ページと36ページにございます。</p> <p>■ 氏が所有する、■ の1筆、面積 ■ m<sup>2</sup>の農用地について、借主であります ■ 氏との間で、令和2年12月1日に合意解約を行い、同日通知がございました。</p> <p>次に、表の5番は、資料が37ページと38ページにございます。</p> <p>■ 氏が所有する、■ の1筆、面積 ■ m<sup>2</sup>の農用地について、借主であります ■ との間で、令和2年12月1日に合意解約を行い、同日通知がございました。</p> <p>以上、5件の「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」についてご審議</p>

議長  
野村会長

のほど、よろしくお願ひ致します。

ただいま説明がありました、議案第154号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について審議を致しますが、1番につきましては、清水幸治委員が議事参与の制限にあたります。

また、5番につきましては、菊池利治委員が議事参与の制限にあたります。

従いまして、最初に1番を審議した後に、5番を審議し、最後に2番から4番を一括して審議致します。

それでは、1番を審議致しますので、清水幸治委員は退室をお願い致します。

(清水 幸治委員退室)

議長  
野村会長  
委員  
委員一同

それでは、1番を審議致します。

質問、意見を求めます。

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第154号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」の1番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(挙手)

議長  
野村会長

賛成多数で賛成と認め、議案第154号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」の1番については、原案のとおり決定致します。

退室されている清水幸治委員は入室して下さい。

(清水幸治委員入室)

議長  
野村会長

1番は、原案のとおり決定致しました。

次に、5番を審議致しますので、菊池利治委員は退室をお願い致します。

(菊池 利治委員退室)

議長  
野村会長

それでは、5番を審議致します。

質問、意見を求めます。

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第154号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」の5番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

	(挙手)
議長 野村会長	賛成多数で賛成と認め、議案第154号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」の5番については原案のとおり決定致します。 退室されている菊池利治委員は入室して下さい。
	(菊池利治委員入室)
議長 野村会長	5番は、原案のとおり決定致しました。 それでは、2番から4番を一括して審議致します。 質問、意見を求めます。
委員 委員一同	なし
議長 野村会長	質問がないようですので、採決致します。 議案第154号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」の2番、3番、及び4番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。
	(全員挙手)
議長 野村会長	全会一致で賛成と認め、議案第154号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」の2番、3番、及び4番については、原案のとおり決定致します。 それでは、次に、議案第155号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議致します。
事務局 山根事務局長	事務局より説明して下さい。  それでは、議案書の39ページにございます、議案第155号「農地法第3条の規定による許可申請」についてご説明致します。 農用地を売買などで所有権移転をする場合や貸借で権利を設定する場合、当事者は農業委員会の許可を受けなければなりません。 今回は、阿寒地区で2件の許可申請がありました。 お手元に配付しております、農地法第3条調査書も併せてご確認下さい。 議案書40ページの表の1番は、資料が42ページから46ページにございます。 [REDACTED] 氏が所有する、[REDACTED]、他17筆、合計 [REDACTED] m <sup>2</sup> の農用地について、[REDACTED] 氏へ無償譲渡を行うものでございます。 続いて、議案書41ページの表の2番は、資料が47ページから52ページにございます。 [REDACTED] 氏が所有する、[REDACTED]、他23筆、合計 [REDACTED] m <sup>2</sup> の農用地について、[REDACTED] 氏に、使用貸借を行うものでございます。 以上、2件の「農地法第3条の規定による許可申請」について、ご審議のほど、よろしくお願ひ致します。

議長 野村会長	ただいま「農地法第3条の規定による許可申請」について説明がありましたが、1番と2番の現地調査結果について、調査委員長の稻場洋二委員より報告をお願いします。
委員 稻場委員	議案第155号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番と2番について、調査報告を致します。
	1番の申請の内容は、[REDACTED]氏が所有する、[REDACTED]、他17筆、面積合計 [REDACTED]m <sup>2</sup> の農用地について、[REDACTED]氏に無償譲渡による所有権の移転を行うものであります。
	次に、2番の申請の内容は、[REDACTED]氏が所有する、[REDACTED]、他23筆、合計 [REDACTED]m <sup>2</sup> の農用地について、[REDACTED]氏に使用貸借を行うものであります。
	これらの件について、令和2年12月11日、阿寒地区農業委員3名及び事務局職員3名で現地調査を行った結果、当該申請地については今後も農用地として適正に利用、管理されるものと認められ、農地法第3条の許可要件をすべて満たしておりますことから、許可相当という結論となりました。
	以上、ご審議のほどよろしくお願ひ致します。
議長 野村会長	稻場洋二委員、ありがとうございました。
	それでは、議案第155号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議致します。
委員 委員一同	質問、意見を求めます。
	なし
議長 野村会長	質問がないようですので、採決致します。
	議案第155号「農地法第3条の規定による許可申請」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。
	(全員挙手)
議長 野村会長	全会一致で賛成と認め、原案のとおり決定致します。
	それでは、次に、議案第156号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について審議致します。
	事務局より説明して下さい。
事務局 山根事務局長	ご説明の前に議案書の差し替えがございます。
	一枚物で、お手元にお配りしております、議案第156号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」についてお配りしておりますが、番号1番の譲受人に[REDACTED]氏となってございますが、[REDACTED]氏の経営移譲年金の受給の継続要件として、60歳未満の農業者への処分が要件となっておりますことか

ら、後継者である [REDACTED] 氏へ変更をするものでございます。

また、差し替えはお配りしておりませんが、56ページと57ページの譲受人の [REDACTED] 氏を [REDACTED] 氏に訂正をお願いいたします。

ご面倒をお掛け致しますが、差し替えをよろしくお願ひいたします。

それでは、議案書の53ページにございます、議案第156号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」についてご説明致します。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を定めた市町村が農用地利用集積計画を定める場合、農業委員会の決定を経るものとされております。

今回は、釧路地区で5件の計画がございます。

お手元に配付しております、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書も併せてご確認下さい。

議案書54ページの表の1番は、資料が56ページと57ページにございます。

[REDACTED] 氏が所有する、[REDACTED]、他3筆、合計 [REDACTED] m<sup>2</sup>の農用地について、[REDACTED] 氏に [REDACTED] 円で売買による所有権移転を行うものです。

次に、表の2番は、資料が56ページと58ページにございます。

[REDACTED] 氏が所有する、[REDACTED]、他1筆、合計 [REDACTED] m<sup>2</sup>の農用地について、[REDACTED] 氏に [REDACTED] 円で売買による所有権移転を行うものです。

次に、表の3番は、資料が59ページと60ページにございます。

[REDACTED] 氏が所有する、[REDACTED]、の1筆、面積 [REDACTED] m<sup>2</sup>の農用地について、[REDACTED] 氏に [REDACTED] 円で売買による所有権移転を行うものです。

続いて、議案書55ページの表の4番は、資料が59ページと61ページにございます。

[REDACTED] 氏が所有する、[REDACTED]、の1筆、面積 [REDACTED] m<sup>2</sup>の農用地について、[REDACTED] 氏に年間 [REDACTED] 円で賃貸借を行うものです。

次に、表の5番は、資料が59ページと62ページ、63ページにございます。

[REDACTED] 氏が所有する、[REDACTED] の内、他3筆、合計 [REDACTED] m<sup>2</sup>の農用地について、[REDACTED] 氏に年間 [REDACTED] 円で賃貸借を行うものです。

以上、5件の「農用地利用集積計画の決定」について、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

野村会長

ただいま説明のありました「農用地利用集積計画の決定」について審議致しますが、1番につきましては、清水幸治委員が議事参与の制限にあたります。

従いまして、最初に1番を審議した後に、2番から5番を一括して審議致します。

それでは、1番を審議致しますので、清水幸治委員は退室をお願い致します。

(清水 幸治委員退室)

議長

野村会長

それでは、1番を審議致します。

質問、意見を求めます。

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第156号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の1番について、原案に賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手)

議長

野村会長

賛成多数で賛成と認め、議案第156号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の1番については、原案のとおり決定致します。

退室されている清水幸治委員は入室して下さい。

(清水 幸治委員入室)

議長

野村会長

1番は、原案のとおり決定致しました。

それでは、次に、2番から5番を一括して審議致します。

質問、意見を求めます。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第156号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の2番から5番について、原案に賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第156号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」については、原案のとおり決定致します。

次に、議案第157号「河川法第33条許可申請に係る進達」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局

山根事務局長

それでは、議案書64ページにございます、議案第157号「河川法第33条許可申請に係る進達」について説明致します。

本案件は、河川法第33条の規定による許可申請であり、河川区域内の土地を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者であります、北海道知事が許可が必要となります。昭和39年、北海道土木部長通達により、河川敷地を農用地として利用するためには、農業委員会の意見書を添付することになっております。

今回は、阿寒地区で1件の許可申請がありました。

議案書65ページの表の1番は、資料が66ページと67ページにございます。

北海道が管理する阿寒川の河川敷地、[REDACTED]、面積[REDACTED]m<sup>2</sup>について、占用者である[REDACTED]氏が畠として占用許可を受けている河川敷地を子である[REDACTED]氏に地位承継を行うものです。

以上1件について、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長	
野村会長	それでは議案第157号「河川法第33条許可申請に係る進達」について、審議致します。
委員	質問、意見を求めます。
委員一同	なし
議長	
野村会長	質問がないようですので、採決致します。
	議案第157号「河川法第33条許可申請に係る進達」について、原案に賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	
野村会長	全会一致で賛成と認め、議案第157号「河川法第33条許可申請に係る進達」については、原案のとおり決定致します。
	これを持ちまして、本日の議事の全てが終了いたしましたが、他に何かございませんか。
	なければ本日の総会は閉会といたします。

以上会議の顛末を記載し、真正であることを認めます。

令和2年 12月 24日

議長 野村 透 月

署名委員 大坂 博文

署名委員 余子 靖